

2020年度

那須烏山市ボランティア活動協力校事業実施要綱

1. 目的

小中学校、高等学校の学童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践を通じ、自助・共助・公助の精神を養うとともに、共に生きる地域づくりへの啓発を図ることを目的とする。

2. 実施主体

那須烏山市社会福祉協議会

3. 実施期間

2020年4月1日～2021年3月31日までの1年間

4. 協力校の指定

那須烏山市社会福祉協議会が、那須烏山市内の小中学校、高等学校のうちから協力校を指定する。

5. 協力校における活動

協力校においては、それぞれの当該地域の実情に合わせて、独自の工夫と計画に基づき、概ね次のような事業を行う。

- (1) 社会福祉についての学習、調査、研究、広報活動
- (2) 福祉講演会、映画会、展示会等の開催による啓発活動
- (3) 社会福祉施設等でのボランティア活動（行事や定例活動等）
- (4) 社会福祉関係行事への参加及びボランティア活動
- (5) 地域での高齢者、障がい児者等の交流及びボランティア活動
- (6) 学校行事への高齢者、障がい児者等を招待する活動
- (7) 福祉体験の企画及び実施
- (8) ボランティア育成事業の企画及び実施
- (9) 協力校相互間の交流活動
- (10) 家庭、地域社会への啓発活動
- (11) その他、目的達成のために必要な活動

6. 費用

協力校経費として、事業内容に応じて次のとおり助成金を交付する。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 小学校及び中学校 | 上限 40,000円/年間 |
| (2) 高等学校 | 上限 80,000円/年間 |
| (3) 特別支援学校(小・中・高) | 上限 40,000円/年間 |

7. 助成対象経費

必要な経費は次のとおりとする。

旅費、謝金、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、会議費、印刷製本費、調査研究費

8. 助成金の交付申請

助成金の交付をうけようとする学校は、別紙様式（1～3）により申請を那須烏山市社会福祉協議会長に提出する。

9. 助成金の交付

助成金交付の申請を受けた後、内容を審査し、適当と認めた場合は当該学校長に助成金を交付する。

10. 活動実績報告書の提出

協力校長は、年度終了時に那須烏山市社会福祉協議会に活動実績及び決算を報告する。

11. その他

助成校においては、活動の際、共同募金還元事業であることをPRすることに努めるものとする。

ボランティア協力校事務手続きの流れ

1. 指定

社会福祉協議会は、教育委員会の協力により、指定校を決定し通知をする。



2. 申請

当該指定校は、申請書(様式1)、実施計画書(様式2)及び予算書(様式3)を社会福祉協議会へ提出する。

※申請額は、上限額で設定していますので、各学校の学習予定状況に合わせて、ご申請ください。



3. 交付決定

社会福祉協議会は、指定校からの申請を審査し、交付決定し通知する。



4. 請求

当該指定校は、助成金交付請求書(様式4)を社会福祉協議会へ提出する。



5. 助成

社会福祉協議会は、指定校からの請求書を受理し、助成する。



6. 実施

当該指定校は、計画に基づき事業を実施する。



7. 報告依頼

社会福祉協議会は、年度終了後、指定校に、実績を報告するよう通知する。



8. 報告

当該指定校は、年度終了後、報告書(様式5)、実績報告書(様式6)、決算書(様式7)及び活動している写真(2,3点)を社会福祉協議会へ提出する。